

7.4 景 観

調 査 項 目： 地域景観の特性

代表的な眺望点からの眺望の状況

予測した項目： 主要な景観構成要素の改変の程度

及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

7.4.1 調査地域

事業区域及びその周辺とした。

7.4.2 調査手法

(1) 調査事項

- 1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
- 2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
- 3) 予測条件の状況（土地利用の状況）

(2) 調査時点

事業の完了に伴い公共用地や宅地が整備された平成 30 年度とした。

(3) 調査地点

- 1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
事業区域及びその周辺とした。
- 2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
予測地点と同じ 8 地点とした。これらの地点の位置を図 7.4-1 に示す。
- 3) 予測条件の状況（土地利用の状況）
事業区域内とする。

(4) 調査方法

- 1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
現地踏査による状況確認を行った。
- 2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
現地で写真撮影を行った。
- 3) 予測条件の状況（土地利用の状況）
現地踏査による状況確認及び土地利用図から把握した。

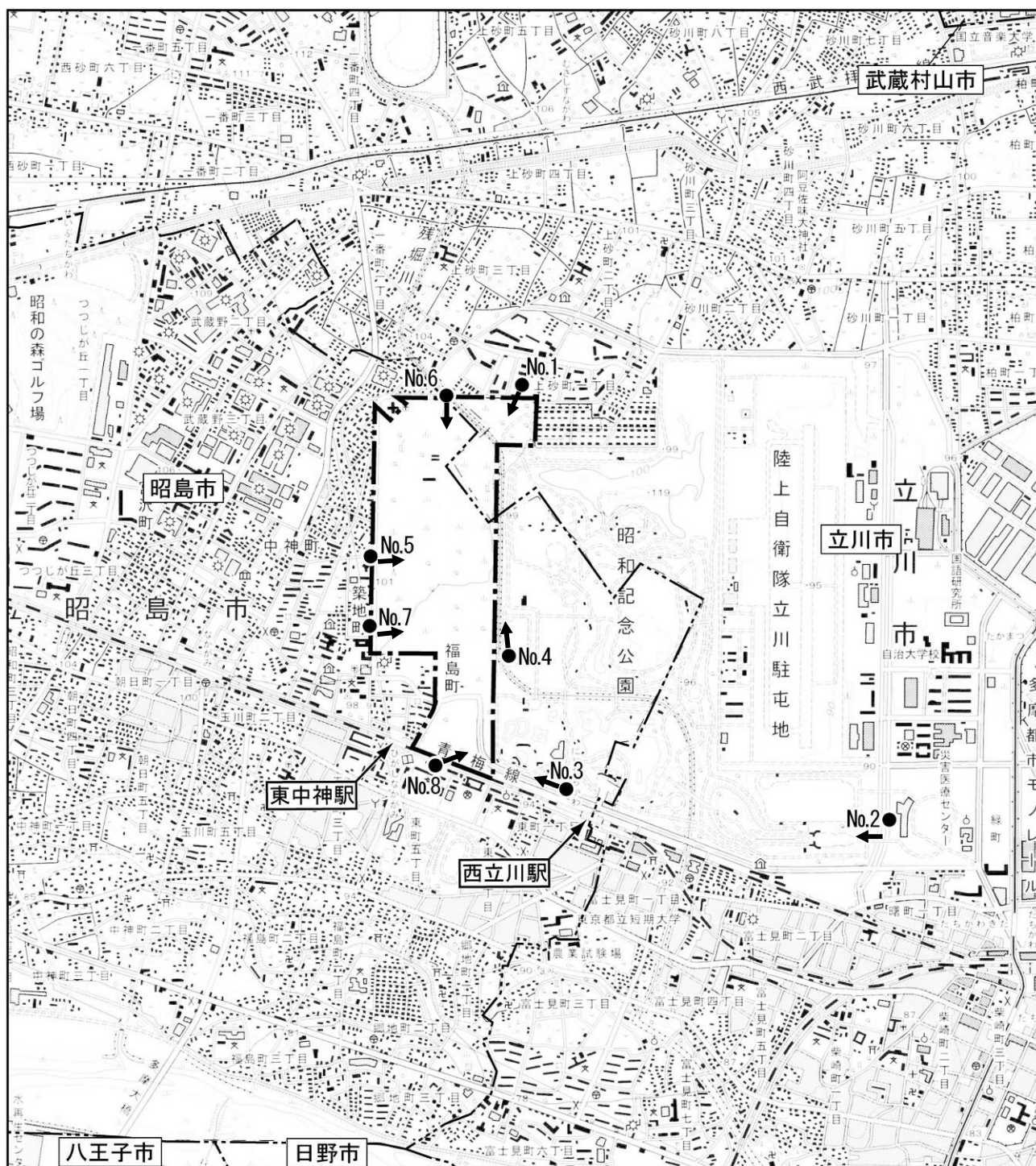
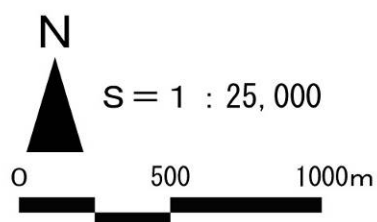
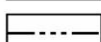


図 7.4-1 景観調査地点



凡 例

-  事業区域
-  市界
-  景観調査地点 (No. 1~No. 8)

7.4.3 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

事業区域の景観は、本事業の実施により、道路、公園等の都市基盤や施設利用地の整備を行ったこと及び法務省や昭島市による建物の建築が行われたことから、宅地を主とする整然とした景観となった。また、南東側には国営昭和記念公園と一体的に既存の樹林を残した環境保全用地を確保したことから、地域の緑の連続性は維持されている。さらに、事業区域西側に法務省によって整備された緑道周辺は、周辺市街地と緑地が調和した景観が形成されている。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

ア) No. 1 大山小学校

事業区域北側の地点であり、事業の実施により2号公園が配置された。同公園のオープンスペース化した部分は樹木が見られなくなったが、それ以外の部分は残存樹林としたことから、緑豊かな景観の状況に変化はなく、景観の変化はわずかであった。



[工事の完了後予測]



[工事の完了後]

写真 7.4-1 「No. 1 大山小学校」からの眺望

イ) No.2 事業区域東側隣接昭和記念公園みどり橋西側付近

事業区域の東側に隣接した国営昭和記念公園内の地点であり、多くの公園利用者が事業区域方向を眺望することが出来る。公園内の樹木の成長による景観の変化は見られるが、事業区域から 1km 以上離れていること及び公園の樹林の存在により、事業区域を見ることは出来ないことから、事業の実施による景観の変化は見られなかった。



〔工事の完了後予測〕



〔工事の完了後〕

写真 7.4-2 「No.2 事業区域東側隣接昭和記念公園みどり橋西側付近」からの眺望

ウ) No.3 西立川駅コンコース昭和記念公園西立川入り口前

事業区域の東側約 300m に位置する地点であり、西立川駅から昭和記念公園に入場する公園利用者が事業区域方向を眺望することが出来る。昭島 3・2・3 号国営公園南線の街路樹が剪定によりやや小さくなり、自転車通行帯が設置された等の変化は見られるが、事業区域から離れていること及び街路樹の存在により、事業区域はほとんど見ることが出来ないことから、景観の変化はわずかであった。



[工事の完了後予測]



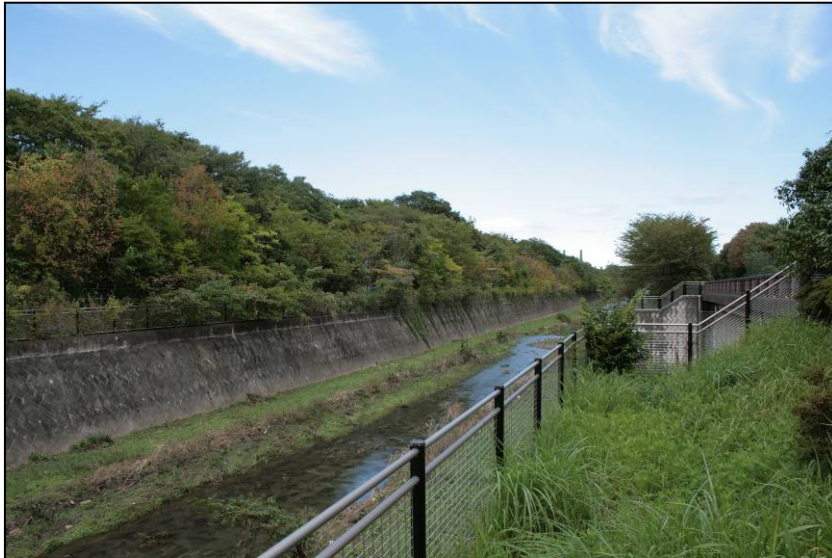
[工事の完了後]

写真 7.4-3 「No.3 西立川駅コンコース昭和記念公園西立川入り口前」からの眺望

エ) No. 4 事業区域東側隣接昭和記念公園西側遊歩道付近

残堀川を挟んで事業区域に面した地点であり、事業の実施により環境保全用地が配置された。残堀川の河床や河岸部に背の高い草が繁茂しているが、事業で残存樹林とすることから、緑豊かな景観の状況に変化はなく、景観の変化はわずかであった。

なお、評価書の予測地点は残堀川調節池の工事で立入が出来なかったため、100m 程度上流側に移動している。



〔工事の完了後予測〕



〔工事の完了後〕

写真 7. 4-4 「No. 4 事業区域東側隣接昭和記念公園西側遊歩道付近」からの眺望

オ) No. 5 中神第 2 アパート前交差点付近

事業区域西側の地点であり、事業の実施により国利用用地及び民間利用用地が配置され、交差点が設置された。国利用用地では既に法務省による建物の建設や緑道の設置、樹木の植栽が行われており、予測には見られない建物や樹木が出現しているが、まちづくりガイドラインに基づき、緑地の確保や建物の高さ、色彩に配慮されている。本事業では歩道に植栽を行っており、今後道路管理者の下で管理が継続される。また正面右奥には事業で保全した残存樹林が見えており、周辺と調和のとれた緑豊かな景観となっている。



〔工事の完了後予測〕



〔工事の完了後〕

写真 7. 4-5 「No. 5 中神第 2 アパート前交差点付近」からの眺望

カ) No.6 残堀川右岸松風橋付近

事業区域北側の地点であり、事業の実施により1号公園及び3号公園が配置され、交差点が設置された。1号公園の背後では昭島市の配水場や法務省の建物の建設が行われており、予測には見られない建物が出現しているが、まちづくりガイドラインに基づき、緑地の確保や建物の高さ、色彩に配慮されている。本事業では公園内の植栽の他、街路樹も植栽しているが現時点では成長途上であり、今後道路管理者の下で管理が継続される。これらの配慮により、現在は開放的で緑豊かな景観となっている。

なお、街路樹はドライバーの視界確保を考慮して、交差点近傍には植栽しないこととした。



〔工事の完了後予測〕



〔工事の完了後〕

写真 7.4-6 「No.6 残堀川右岸松風橋付近」からの眺望

キ) No.7 中神第2アパート遊び場付近

事業区域西側の地点であり、事業の実施により民間利用用地が配置され、交差点が設置された。本事業では街路樹を植栽しているが現時点では成長途上であり、今後道路管理者の下で管理が継続される。また正面奥には事業で保全した残存樹林が見えており、地域に開かれた景観となっている。

なお、街路樹はドライバーの視界確保を考慮して、交差点近傍には植栽しないこととした。



〔工事の完了後予測〕



〔工事の完了後〕

写真 7.4-7 「No.7 中神第2アパート遊び場付近」からの眺望

ク) No.8 昭島市福島町2丁目 JR 青梅線沿い

事業区域南側の地点であり、事業の実施により民間利用用地が配置された。JR 青梅線の背後には予測したとおり、昭島 3・2・3 号国営公園南線の街路樹が見えているが、調査時点では剪定されて高さが低くなっていたため、背後に本事業で保全した環境保全用地内の残存樹林が見えている。

民間利用用地における施設等の建設にあたっては、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、緑地の確保、建物の高さ、建物の色彩への誘導を行い、地域に溶け込んだ景観となるよう働きかけている。



[工事の完了後予測]



[工事の完了後]

写真 7.4-8 「No.8 昭島市福島町2丁目 JR 青梅線沿い」からの眺望

3) 予測条件の状況（土地利用の状況）

事業区域の土地利用の状況は、図 5-1 事業区域位置図 (P. 16) 及び図 5-2 土地利用図 (P. 17) に示すとおりである。

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

事業区域の景観は、地形的に平坦で遠望が望めず、植物が鬱蒼と茂って見通しのきかない未利用地の中に、廃施設が散在して混然としたまとまりとなっている状況であった。

評価書では、本事業の実施により、事業区域内では道路整備、地盤の整備及び公園の設置が行われるが、道路整備はそのほとんどが現況道路の再整備であること、地盤整備や公園の設置は既存の樹林の改変を最小限にとどめることにより、周辺地域からの眺望が地域の景観に違和感なく溶け込むようにする計画となっていること、事業区域の南東側には現況の緑地が大きく確保され、国営昭和記念公園と一体的な緑地として、地域の緑の連続性が維持されていくと期待されること、さらには緑道の設置により、西側の市街地から事業区域方向を望む際に、地域と調和した緑豊かな景観となることが期待されることなどから、工事完了後には、事業区域も地域の景観構成要素のひとつとして、景観形成に寄与していくものと予測されている。

これに対して、工事完了後の事業区域の景観は、道路、公園等の都市基盤や施設利用地の整備の結果、宅地を主とする整然とした景観となった。また、国営昭和記念公園と一体的に既存の樹林を残した環境保全用地が確保され、地域の緑の連続性が維持されている。さらに、事業区域西側に法務省によって整備された緑道周辺は周辺と調和した緑豊かな景観を形成している。これらのことから、評価の指標とした「地域の景観特性に調和した、潤いのある景観の形成を図る」を満足すると考える。

なお、事業区域内では法務省等による建物の建設も行われているが、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、建物の高さや色彩等について景観への配慮が行われている。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

評価書では、事業区域周辺の代表的な眺望地点は、事業区域から離れている場所では事業区域の変化は視認されず、景観の変化はほとんどないと予測されている。また、事業区域に面した場所では、緑道の設置、公園の整備と緑化、緑豊かな歩行者空間の整備等により、緑豊かな景観となると予測されている。

これに対して、工事完了後の代表的な眺望地点からの景観は、事業区域から離れている予測地点では、事業区域まで距離があることや公園の樹木や街路樹の存在により事業区域をほとんど見ることが出来ず、景観の変化はわずかであった。また、事業区域に面した予測地点では、事業の実施による変化は生じたものの、残存樹林の残置や公園や道路の植栽により、開放的で地域に開かれた緑豊かな景観となっていた。これらのことから、評価の指標とした「地域の景観特性に調和した、潤いのある景観の形成を図る」を満足すると考える。

なお、事業区域内では法務省等による建物の建設も行われており、事業区域の北側や西側の眺望地点からはこれらの建物が見られるようになった。これらの建物は、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、各事業主体によって高さや色彩等について景観への配慮が行われている。